

飯山市教育委員会 学習用タブレット利用規定

1 利用規定の目的

本規定は、飯山市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という）に配備する学習用タブレット端末（以下「端末」という）の利用にあたり、情報の漏えい、改ざん、破壊、紛失を防止し、学習用ツールとして有効に活用することを目的に定める。

2 所有者及び管理責任者

端末の所有者は飯山市教育委員会（以下「教育委員会」という）、管理責任者は端末が配備されている各学校の校長（以下「管理者」という）とする。

3 対象者

本規定の対象は小中学校に在籍する児童生徒、教員、及び端末を利用するすべての者とする。

4 対象機器

本規定の対象となる機器は、飯山市立小中学校に配備されている学習者用端末とする。

5 使用時間、使用範囲等

- ①端末を使用できるのは、小中学校での授業時間及び諸活動の時間（管理者が認める学習の範囲）とする。ただし管理者が必要と認める場合は、家庭に持ち帰って使用することができるものとする。
- ②端末をネットワークに接続する場合は、学校のネットワーク環境に接続して使用するものとする。ただし管理者の指示で家庭へ持ち帰って学習に使用する場合は、家庭のネットワーク等に接続することも可とする。
- ③学習者用端末は原則として児童生徒1名に1台を固定して使用するものとし、同一端末の共用や貸し借りは行わない。

6 使用に関する禁止事項

端末を使用して以下の行為を管理者の許可なく行わないこと。

- ①メール登録、ファイル配信
- ②SNSの登録や利用
- ③課金を伴うサービスの利用
- ④学校外から持ち込んだデータの端末での使用や保存
- ⑤学校内で作成したデータの持ち出し
- ⑥学習に関係がないサイトへのアクセス

7 ネットモラルの遵守

端末を使用しインターネットにアクセスする際は、以下の行為を行わないこと。

- ①インターネット上への個人情報の公開
- ②インターネット上で、他人の顔写真を公開したり、他人を誹謗中傷したり他人に不快感を与える発言をすること。
- ③他人の著作権を侵害する（写真や画像、文献等の使用など）行為

8 使用に関する留意事項

- ①端末は丁寧に取り扱い、故障・破損・紛失等した場合は、速やかに管理者を通じ教育委員会へ報告すること。
- ②端末のハードウェア及びソフトウェアに対する改変を行わないこと。
- ③端末の使用後は、充電保管庫に収納し施錠のうえ保管すること。

9 保守の範囲

端末のOSやソフトウェアの更新、及び本規定に沿った通常使用により発生した故障や破損の修理は教育委員会が行う。ただし、本規定に反した使用により発生した故障や破損、紛失については管理者又は原因者に負担を求める場合があり、対象者が児童生徒の場合は保護者に負担を求めることとする。

附則

この利用規定は、令和3年2月1日から施行する。